

こんな時は14日以内に届け出を

私たちは、いずれかの公的医療保険に加入していなければなりません。職場の健康保険などに加入していない場合は、職業や年齢に関係なく、国民健康保険に加入することになります。他の市町村からの転入時や他市町村への転出時など、国民健康保険に関する手続きをするときは、下表を参考に必要なものを準備し、住民福祉課住民室で手続きをしてください。持ち物はお間違えのないようお願いします。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入るとき	ほかの市町村から転入してきたとき	印鑑、ほかの市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の扶養からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知
外国人が入るとき	外国人登録証明書	
国保をやめるとき	ほかの市町村へ転出するとき	印鑑、保険証(※)、国保高齢受給者証(△)、限度額適用・標準負担額減額認定証(△)、限度額適用認定証(△)、標準負担額減額認定証(△)
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と職場の健康保険の保険証 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) 国保高齢受給者証(△)、限度額適用・標準負担額減額認定証(△)、限度額適用認定証(△)、標準負担額減額認定証(△)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証(※)、死亡を証明するもの、国保高齢受給者証(△)、限度額適用・標準負担額減額認定証(△)、限度額適用認定証(△)、標準負担額減額認定証(△)
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証(国保加入者全員分)、保護開始決定通知書、国保高齢受給者証(△)、限度額適用・標準負担額減額認定証(△)、限度額適用認定証(△)、標準負担額減額認定証(△)
	外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
	75歳を迎えたとき (一定以上の障がい有する方は65歳)	印鑑、保険証、国保高齢受給者証(△)、限度額適用・標準負担額減額認定証(△)、身体障害者手帳(△)
退職者医療制度の対象者になったとき	印鑑、保険証、年金証書	
その他	退職者医療制度の対象者が後期高齢者医療制度の適用を受けることになったとき	印鑑、保険証
	町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証(国保加入者全員分)
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	出稼ぎや長期の旅行へ行くとき	印鑑、保険証
	就学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
保険証をなくしたとき(または汚れて使えなくなったとき)	印鑑、本人であることを証明するもの(運転免許証など)	

※：世帯主の変更がある場合、国保加入者全員分の保険証が必要です

△：該当者のみ必要です

お問い合わせ

大雪地区広域連合事務局国民健康保険対策室 ☎82-2111 (内線562、563)
東川町役場住民福祉課住民室 ☎82-2111

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証等を送付します

下記の保険証、受給者証等は、4月から更新または新規交付となります。4月以降の診療時には新しい保険証・受給者証等を医療機関窓口にて提示してください(3月下旬郵送)。

なお、現在交付されている保険証・受給者証等は、4月以降に住民福祉課住民室に返却してください。

下記保険証・受給者証等の更新・交付について申請は必要ありません。

更新となる保険証、受給者証等		
国民健康保険加入者	①国民健康保険被保険者証 対象 大雪地区広域連合国民健康保険の被保険者の方 交付 被保険者の方全員に配達記録郵便にて郵送します(短期証が交付されている方は住民福祉課住民室窓口にて交付となります)	
	②国民健康保険高齢受給者証 対象 国保に加入している70歳以上75歳未満の方 交付 対象者の方全員に①と併せて配達記録郵便にて郵送します	
	③国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 対象 a.②の対象者で世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の方 b.70歳未満の方で認定証の有効期限が平成20年4月末日～7月末日になっている方 交付 対象者の方全員に①と併せて配達記録郵便にて郵送します	
	④国民健康保険限度額適用認定証 対象 認定証の有効期限が平成20年4月末日～平成20年7月末日になっている方 交付 対象者の方全員に①と併せて配達記録郵便にて郵送します	
	⑤国民健康保険標準負担額減額認定証 対象 認定証の有効期限が平成20年4月末日～平成20年7月末日になっている方 交付 対象者の方全員に①と併せて配達記録郵便にて郵送します	
	新たに交付される保険証、受給者証等	
	4月に老人保健受給者となる方 医療被保険者となる方	⑥後期高齢者医療被保険者証 対象 現在老人保健医療受給者証の交付を受けている方(後期高齢者医療障害認定撤回申請をされた方は除く) 交付 被保険者の方全員に配達記録郵便にて郵送します
		⑦後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 対象 ⑥の対象者で住民税非課税世帯の方 交付 対象者の方全員に⑥と併せて配達記録郵便にて郵送します
		⑧後期高齢者医療特定疾病療養受療証 対象 現在老人保健特定疾病受療証の交付を受けている方 交付 対象者の方全員に⑥と併せて配達記録郵便にて郵送します
		★後期高齢者医療被保険者の方で特別徴収の対象となる方は、平成20年4月から年金からの保険料徴収となります。対象となる方には3月末に「保険料仮徴収額決定通知書」と「保険料特別徴収開始通知書」を送付します(特別徴収の対象とならない方は6月末に保険料額決定通知書と納付通知書の送付を予定しています)

●特定健診の受診券を送付します

平成20年4月より特定健診がスタートします。つきましては、対象となる方に受診券を送付しますので、積極的に健診を受診していただきますようお願いいたします。なお、受診券及び受診方法等のご案内の送付は4月末を予定しています。